

健康診断を実施し、事後措置を徹底しましょう

● 健康診断の実施義務

事業者は、労働者に対し労働安全衛生法等で定められた健康診断を実施する必要があります。

また、健康診断結果の記録(健康診断個人票)の保存と一定の健康診断については所轄の労働基準監督署長に結果報告を行う必要があります。

● 健康診断の種類

■ 一般健康診断

労働安全衛生法第 66 条第 1 項に定められている健康診断で、労働者の一般的な健康状態を把握するための健康診断です。

■ 特殊健康診断

労働安全衛生法第 66 条第 2、第 3 項に定められている健康診断及びじん肺法第 3 条に定められている健康診断です。

労働衛生対策上、特に有害であるといわれている業務に従事する労働者を対象として実施する健康診断で、有害業務に起因する健康障害の状況を調べる健康診断です。

■ 通達で示されている健康診断

法令に基づく健康診断以外に、業務の種類によって通達で実施するよう示された健康診断です。

● 一般健康診断の結果に基づいた措置と保健指導について

・ 健康診断結果の労働者への通知

事業者は受診者全員に所見の有無にかかわらず健康診断の結果を文書で通知する必要があります(労働安全衛生法第 66 条の 6)。

・ 健康診断結果についての医師等からの意見聴取等

事業者は、健康診断等の結果、異常の所見があると診断された労働者について、就業上の措置について、3か月以内に医師または歯科医師の意見を聴かなければなりません(労働安全衛生法第 66 条の 4)。

適切に意見を聴くために、必要に応じ、意見を聴く医師等に対し、労働者に係る作業環境、労働時間、労働密度、深夜業の回数及び時間数、作業態様、作業負荷の状況、過去の健康診断の結果等に関する情報及び職場巡視の機会を提供し、また、健康診断の結果のみでは労働者の身体的又は精神的状態を判断するための情報が十分でない場合は、労働者との面接の機会を提供することが適当です。

また、事業者は、上記の医師等の意見を勘案し必要がある場合は、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の措置を講ずる必要があります(労働安全衛生法第 66 条の 5)。事後措置のため求める意見は以下のとおりです。

(1) 就業区分及びその内容についての意見

就業区分		就業上の措置の内容
区分	内容	
通常勤務	通常の勤務でよいもの	

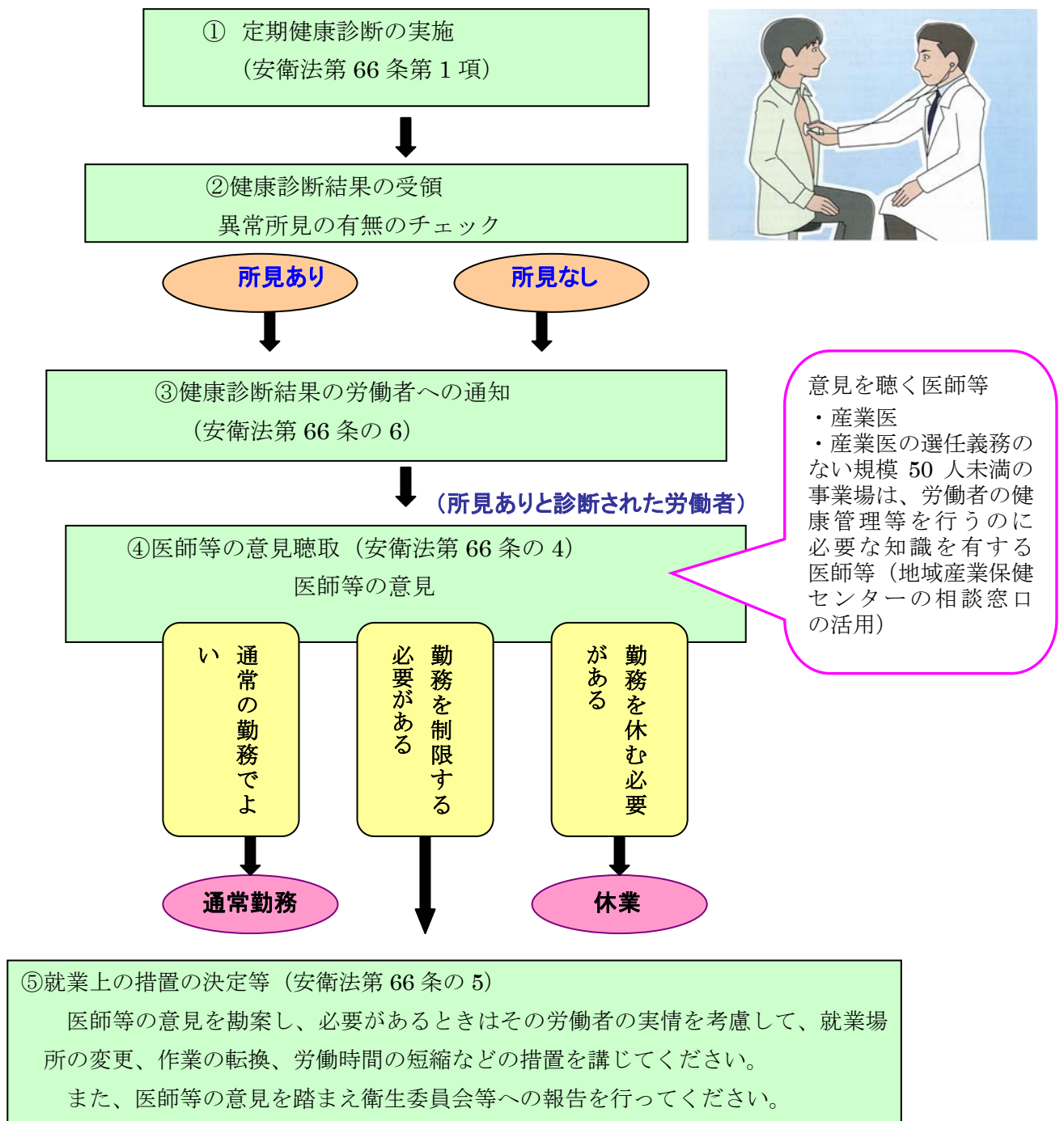
就業制限	勤務に制限を加える必要のあるもの	勤務による負荷を軽減するため、労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、作業転換、就業場所の変更、深夜業の回数の減少、昼間勤務への転換等の措置を講じる。
要休業	勤務を休む必要があるもの	療養のため、休暇、退職等により一定期間勤務させない措置を講じる。

(2) 作業環境管理及び作業管理についての意見

健康診断の結果、作業環境管理及び作業管理を見直す必要がある場合には、作業環境測定の実施、施設又は設備の設置又は整備、作業方法の改善その他の適切な措置の必要性について意見を求めます。

(注「健康診断結果に基づき事業者が構うべき措置に関する指針」(平成 8 年 10 月 1 日労働省公示第 1 号、改正平成 20 年 1 月 31 日厚生労働省公示第 7 号))

● 一般健康診断の実施とその後の主な流れについて



1 一般健康診断

○ 一般健康診断の種類等

一般健康診断は、その結果に基づく健康診断個人票の作成と5年間の保存義務があります。

また、下記②、③の健康診断については、常時50人以上の労働者を使用する事業者は、「**定期健康診断結果報告書**」を所轄労働基準監督署長に報告する必要があります。

一般健康診断の種類	対象となる労働者	実施時期
① 雇入時の健康診断 (労働安全衛生規則第43条)	常時使用する労働者	雇い入れの際
② 定期健康診断 (労働安全衛生規則第44条)	常時使用する労働者	1年以内毎に1回定期的に
③ 特定業務従事者の健康診断 (労働安全衛生規則第45条)	労働安全衛生規則第13条第1項第2号※に掲げる業務に常時従事する労働者	配置替えの際及び6月以内毎に1回定期的に
④ 海外派遣労働者の健康診断 (労働安全衛生規則第45条の2)	6か月以上海外に派遣する労働者	海外に派遣する際及び帰国後に国内における業務に就かせる際

※ 労働安全衛生規則第13条第1項第2号に掲げる業務

- イ 多量の高熱物体を取り扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務
- ロ 多量の低温物体を取り扱う業務及び著しく寒冷な場所における業務
- ハ ラジウム放射線、エックス線その他の有害放射線にさらされる業務
- ニ 土石、獣毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務
- ホ 異常気圧下における業務
- ヘ さく岩機、鋳打機等の使用によって、身体に著しい振動を与える業務
- ト 重量物の取扱い等重激な業務
- チ ボイラー製造等強烈な騒音を発する場所における業務
- リ 坑内における業務
- ヌ 深夜業を含む業務
- ル 水銀、砒素、黄りん、弗化水素酸、塩酸、硝酸、硫酸、青酸、か性アルカリ、石炭酸その他これらに準ずる有害物を取り扱う業務
- ヲ 鉛、水銀、クロム、砒素、黄りん、弗化水素、塩素、塩酸、硝酸、亜硫酸、硫酸、一酸化炭素、二硫化炭素、青酸、ベンゼン、アニリンその他これらに準ずる有害物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務
- ワ 病原体によって汚染のおそれが著しい業務
- カ その他厚生労働大臣が定める業務

○ 一般健康診断の実施項目一覧表

健康診断項目	雇い入れ時の健康診断	定期健康診断	特定業務従事者の健康診断	海外派遣労働者の健康診断
既往歴及び業務歴 (問診)	○	○	○	○
喫煙歴及び服薬歴	※1	※1	※1	※1
自覚症状及び他覚症状の有無の検査	○	○	○	○
身長	○	●1	●1	●1
体重、視力及び聴力の検査	○	○	○	△
腹囲	○	●2 ※2	●2 ※2	●2 ※2
胸部エックス線検査	○	○	○(年1回で可)	○

かくたん検査	□	□	□	□
血圧の測定	○	○	○	○
貧血検査(血色素量、赤血球数)	○	●2	●2	●2
肝機能検査(GOT、GPT、 γ -GTP)	○	●2	●2	●2
血中脂質検査(LDLコレステロール、HDLコレステロール、トリグリセライド)	○	●2	●2	●2
血糖検査(空腹時血糖、ヘモグロビン A1cでも代替可)	○	●2	●2	●2
尿検査(尿中の糖及び蛋白の有無の検査)	○	○	○	○
心電図検査	○	●2	●2	●2

○ 必ず受診する必要がある健診項目

□ 胸部エックス線検査により病変および結核発病の恐れがないと診断された者について、医師の判断に基づき省略可。

●1 20歳以上の者については、医師の判断に基づき省略可

●2 40歳未満(35歳を除く)の者については、医師の判断に基づき省略可。

※1 問診等で聴取を行う(通達)。

※2 ●2に加えて、以下の場合に医師の判断に基づき省略可。

(1) 妊娠中の女性その他の者であってその腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映してないと診断されたもの。

(2) BMIが20未満である者。

(3) BMIが22未満であって、自ら腹囲を測定し、その値を申告した者。

○ 上記以外の一般健康診断

- ・ 給食従業員の検便(労働安全衛生規則第47条)

事業場附属の食堂又は炊事場における給食の業務に従事する労働者に対しては、雇入れの際又は配置替えの際に、検便による健康診断を行う必要があります。

- ・ 自発的健康診断(労働安全衛生規則第50条の2)

過去6ヶ月間に平均して1月当たり4回以上、深夜業に従事した労働者が、自己の健康に不安を有し労働者自らの意志で受ける自発的な健康診断のことで、当該健康診断の結果に関しても事後措置等を講ずる必要があります。自発的健康診断にかかった費用の一部については、助成金制度が設けられております(自発的健康診断受診支援助成金)。詳しくは、秋田産業保健推進センターへお問い合わせください。

○ 労災保険の二次健康診断等給付制度について

一般定期健康診断等のうち、直近のもの(以下「一次健康診断」といいます。)において、脳・心臓疾患に関連する項目(血圧検査、血中脂質検査、血糖検査、腹囲の検査又はBMIの測定)全てについて、異常の所見があると診断された場合は、労働局長が指定する「健診給付病院等」において、労災保険制度による二次健康診断と特定保健指導に関する給付制

度が利用できます。

- ◎ 二次健康診断等給付の請求手続の詳細は、[ここ](#) をクリックしてください。
- ◎ 県内の「健診給付病院等」の名簿は、[ここ](#) をクリックしてください。

☆ [健康診断を実施し、事後措置を徹底しよう](#) のページに戻る

2 特殊健康診断

健康診断の種類 (法令、規則名)	概要等													
① じん肺健康診断 (じん肺法)	<p>・常時粉じん作業に従事する労働者を雇い入れる際、または当該業務へ配置換えの際、ならびに常時粉じん作業に従事する労働者及び常時粉じん作業に従事したことがあるじん肺管理区分2および3の労働者に対し実施するものです。</p> <p>・じん肺管理区分に応じた健康診断の頻度は下表のとおりです。</p> <p>・毎年、12月末現在のじん肺健康管理実施状況を、翌年2月末までに、所轄労働基準監督署長を経由して都道府県労働局長に提出しなければなりません。</p> <table border="1" data-bbox="576 730 1477 1016"> <thead> <tr> <th>粉じん作業従事との関係</th> <th>管理区分</th> <th>健康診断の頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">常時粉じん作業に従事</td> <td>1</td> <td>3年以内ごとに1回</td> </tr> <tr> <td>2, 3</td> <td>1年以内ごとに1回</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">常時粉じん作業に従事したことがあり、現在は非粉じん作業に従事</td> <td>2</td> <td>3年以内ごとに1回</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>1年以内ごとに1回</td> </tr> </tbody> </table>	粉じん作業従事との関係	管理区分	健康診断の頻度	常時粉じん作業に従事	1	3年以内ごとに1回	2, 3	1年以内ごとに1回	常時粉じん作業に従事したことがあり、現在は非粉じん作業に従事	2	3年以内ごとに1回	3	1年以内ごとに1回
粉じん作業従事との関係	管理区分	健康診断の頻度												
常時粉じん作業に従事	1	3年以内ごとに1回												
	2, 3	1年以内ごとに1回												
常時粉じん作業に従事したことがあり、現在は非粉じん作業に従事	2	3年以内ごとに1回												
	3	1年以内ごとに1回												
② 鉛健康診断 (鉛中毒予防規則)	<p>・鉛業務に常時従事する労働者を雇い入れる際、または当該業務へ配置換えの際及びその後6月以内(はんだ付け等の一定の業務については1年以内)ごとに実施するものです。</p>													
③ 特定化学物質健康診断 (特定化学物質障害予防規則)	<p>・特定化学物質等を製造または取り扱う業務に常時従事する労働者を雇い入れる際、または当該業務へ配置換えの際及びその後6月以内ごとに実施するものです。</p>													
④ 電離放射線健康診断 (電離放射線障害防止規則)	<p>・放射線業務に常時従事し管理区域に立ち入る労働者に対し、雇い入れの際、または当該業務へ配置換えの際及びその後6月以内ごとに実施するものです。</p>													
⑤ 有機溶剤健康診断 (有機溶剤中毒予防規則)	<p>・有機溶剤業務に常時従事する労働者を雇い入れる際、または当該業務へ配置換えの際及びその後6月以内ごとに実施するものです。</p>													
⑥ 高気圧業務健康診断 (高気圧作業安全衛生規則)	<p>・高圧室内業務または潜水業務に常時従事する労働者に対して、雇い入れる際、または当該業務へ配置換えの際及びその後6月以内ごとに実施するものです。</p>													
⑦ 四アルキル鉛健康診断 (四アルキル鉛中毒予防規則)	<p>・四アルキル鉛等の業務に常時従事する労働者に対し、雇い入れる際または当該業務へ配置換えの際及びその後6月以内ごとに実施するものです。</p>													
⑧ 歯科健康診断 (労働安全衛生規則)	<p>・塩酸、硫酸、硝酸、亜硫酸、弗化水素、黄りんその他歯又はその支持組織に有害なガス、蒸気、粉じんを発生する場所における業務に常時従事する労働者に対し、雇い入れる際、配置換えの際及びその後6月以内ごとに実施するものです。</p>													

⑨ 石綿健康診断 (石綿障害予防規則)	・対象者及び健診時期は以下のとおりです。	
	対象者	健診時期
	石綿等(石綿を重量の 0.1%を超えて含むもの)を取り扱い又は試験研究のための製造に伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務に常時従事する労働者。	雇い入れ又は当該業務への配置換えの際、及びその後6月以内ごとに1回。
石綿等(0.1%を超えて含むもの)の製造、又は取り扱いに伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務に常時従事させたことのある労働者で、現に使用しているもの。	6か月以内ごとに1回。	

※ ②～⑦までの特殊健康診断を実施した後、その結果を所轄の労働基準監督署長へ報告しなければなりません。(ただし歯科健診は労働者50名以上の事業場)

※ ②～⑥までの特殊健康診断個人票については、5年間保存する必要があります。(但し特定化学物質等健康診断のうち、一定の化学物質については30年間)

☆ [健康診断を実施し、事後措置を徹底しましょう のページに戻る](#)

3 通達で示されている健康診断

- 1 紫外線・赤外線にさらされる業務
- 2 著しい騒音を発する屋内作業場などにおける騒音作業
- 3 マンガン化合物(塩基性酸化マンガンに限る)を取扱う業務、又はガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務
- 4 黄りんを取扱う業務、又はりんの化合物のガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務
- 5 有機りん剤を取扱う業務またはそのガス、蒸気若しくは粉じん発散する場所における業務
- 6 亜硫酸ガスを発散する場所における業務
- 7 二硫化炭素を取扱う業務又はそのガスを発散する場所における業務(有機溶剤業務に係るものを除く)
- 8 ベンゼンのニトロ・アミド化合物を取扱う業務又はそれらのガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務
- 9 脂肪族の塩化又は臭化化合物(有機溶剤としては法規に規定されているものを除く)を取扱う業務又はそれらのガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務
- 10 砒素またはその化合物(三酸化砒素は除く)を取扱う業務又はそのガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務
- 11 フェニル水銀化合物を取扱う業務又はそのガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務
- 12 アルキル水銀化合物(アルキル基がメチル基であるものを除く)を取扱う業務又はそのガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務
- 13 クロロナフタリンを取扱う業務又はそのガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務
- 14 沃素を取扱う業務又はそのガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務
- 15 米杉、ネズコ、リョウブ又はラワンの粉じんを発散する場所における業務
- 16 超音波溶着機を取扱う業務
- 17 メチレンジフェニルインシアート(M. D. I)を取扱う業務又はこのガス若しくは蒸気を発散する場所における業務
- 18 フェザーミル等飼肥料製造工程における業務
- 19 クロルプロマジン等フェノチアジン系薬剤を取扱う業務
- 20 キーパンチャーの業務
- 21 都市ガス配管工事業務(一酸化炭素)
- 22 地下駐車場における業務(排気ガス)
- 23 チェーンソー使用による身体に著しい振動を与える業務
- 24 チェーンソー以外の振動工具(さく岩機、ピッチングハンマー、スインググライダー等)の取扱いの業務
- 25 重量物取扱い業務、介護作業等腰部に著しい負担のかかる業務
- 26 金銭登録の業務
- 27 引金付工具を取扱う業務
- 28 VDT作業
- 29 レーザー機器を取扱う業務又はレーザー光線にさらされるおそれのある業務

☆ [健康診断を実施し、事後措置を徹底しましょう](#) のページに戻る